

①照会文

6 都市建指第 231 号
令和 6 年 6 月 28 日

大田区長 鈴木 晶雅 殿

東京都知事
小 池 百 合 子
(公 印 省 略)

建築基準法第 51 条ただし書の規定に基づく許可申請に関する照会

平素より、東京都の建築行政にご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、令和 6 年 5 月 31 日付けで、下記の物件につきまして、建築基準法第 51 条ただし書の規定に基づく許可申請がなされました。

本件は都市計画区域内の廃プラスチック類及び、木くず、がれき類の破碎施設であり、都市計画においてその敷地の位置が決定していないため、建築基準法第 51 条ただし書の規定に基づき、今回の申請となったものです。

本申請の許可に際しまして、都市計画上の見地から、貴区の意見について伺います。

申請概要

1. 施設建築物の用途：工場（リサイクル工場）、
産業廃棄物処理施設・一般廃棄物処理施設
(廃プラスチック類及び、木くず類、がれき類の破碎)
2. 申請者：株式会社 ワイエムエコフューチャー
代表取締役 加瀬 博章
埼玉県草加市青柳七丁目 7 番 45 号
3. 敷地の位置：東京都大田区京浜島二丁目 8 番 10 号（住居表示）
東京都大田区京浜島二丁目 8-3, 8-4, 8-5,
8-6, 8-7, 8-8, 8-9（地番表示）
4. 回答期限：令和 7 年 3 月 17 日
5. 関係書類：別紙のとおり



担当
東京都都市整備局市街地建築部
建築指導課 石黒
TEL 03-5388-3373